

ヤスクニ・レポ 295

「この時期、選挙について考える」

石上俊雄(日本同盟基督教団土浦めぐみ教会員/憲法 9 条の会つくば)

2024 年秋、この時期、選挙について考える時となりました。10 月 27 日には衆議院選挙が行われ、裏金問題も影響し、与党が過半数割れをしました。また、米国では 11 月 4 日に大統領選挙が実施され、トランプが大統領に再び就任することになりました。

日本国憲法の前文の冒頭は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と明記しています。主語は「日本国民」述語は「行動し」です。ここで、疑問を抱きます。私たちは、実際に正当に選挙された国会における代表者を通じて、行動しているのでしょうか？

今回の衆議院選挙の全国の投票率は 53.85%でした。半分近くの有権者が結果として選挙権を放棄しています。小選挙区では一人しか当選できませんから、仮に投票率が半分の選挙区であれば、有権者の 2 割程度の得票であっても、有効投票数のおよそ 4 割となり、候補者が他に 2 名以上立っていれば、票が分散して、当選する確率が高くなります。そして、支持政党なしの無党派の有権者が多ければ多いほど、地元の業界団体などからの固定した票を有する政党の候補者が有利とも言えます。仮に 2 割の有権者からの得票で当選した場合、あとの 8 割の有権者の民意は反映していないのではないかという疑問が生じます。過去に、ある政治家が、投票日に「雨が降ればいい」と言っていたことを思い出しますが、投票率が下がれば、固定票を多数有する自らの政党が有利になるがゆえの発言であったと思います。

半分近くの有権者が投票していなければ、日本国民のおよそ半数は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する権利を放棄し、行動する自由を失っています。では、なぜ投票率が低いのか？このことに思いを馳せます。様々な要因があるにせよ、「自分の一票にどれほどの意味があるのか」「政治には関心がないし、何も期待していない」などの思いを抱く方々もいるのだと思います。また端的に言って、「自分の選挙区の候補者の誰に投票したらいいかわからない」「候補者ごとの政策の違いがわからない」という場合もあるように思われます。これは、ひとえ

に選挙運動期間が告示日から投票日前日までのわずか 12 日間しかないことが大きく影響していると考えられます。有権者は仕事、家事、学業など自分の生活で日々多忙です。どれだけ、このごく限られた期間で、選挙のことに気を配り、選挙区の候補者の政策や価値観、人柄を調べるための時間と労力をかけられるでしょうか？政治に関心の高い一部の有権者はまだしも、有権者の多くは、限られた時間の中で、新聞、TV、そしてインターネットから得られる情報を部分的、表面的に得て判断せざるを得ないのではないのでしょうか？そして、確信を持って、特定の政党、特定の候補者に投票できないことから、投票そのものへの意欲が下がり、投票場に足を向けない方々も少なからずいるように思います。これは、穿って想像すると、有権者に十分に考える時間を与えず、とにかく選挙という民主的プロセスを経て、国民からの支持を得たというお墨付きを得ようとする意図が誰かのどこかにあるように感じます。

ここにおいて、私は入管の収容所を思い浮かべます。在留資格のない外国籍の人々を強制収容する入管庁所管の東日本入国管理センター(通称、牛久入管)は、700 人規模を収容できる入管収容所としては、日本に 2 カ所(他に長崎県の大村市に立地)しかない重要施設であるにもかかわらず、かつては幹線道路になんら標識もなく、雑木林の小道に入ってやっと探し当てるような状態でした。収容所では、たとえ罪を犯していなくとも、滞在資格を喪失していて、帰国に应じなければ本人が帰国に应じるまで、無期限に収容し、病気になってもすぐには対応しないことなど人権を蹂躪していることが指摘されています。収容者の多くは難民認定申請をしており、本国に帰れば命の危険があるなど、帰りたくても帰れない事情を抱えています。入管収容所が市民にその存在を知られたくないように、人目につかない場所に立地していることと、有権者が、十分な判断材料を得て、自分の頭で考えて投票行動することを阻むかのような選挙期間の短さとは、何か共通点があるように思うのです。

さて、選挙について悲観的なことを述べてきましたが、今回の衆議院選挙では、政権与党が大きく議席を減らしました。これは裏金問題をはじめ、与党のこれまでの傍若無人な姿勢に反省を求める民意が反映した結果だと思われます。たとえ、完全に正当な選挙制度ではなくとも、主権者である私たち市民の多くが、投票によって政治を正す意志を示せば、選挙では民意が反映されるのです。過半数割れした与党は、野党第一党に予算委員長、憲法審査会会長、法務委員長など国政に多大な権限と影響をもたらす重要な国会のポストを譲りました。選挙結果は政治に大きな影響を及ぼすのです。今回、投票に行かなかった有権者の半数近くの人々は、政治に関心がなかったり、そもそも政治家には何も期待していないのかもしれませんが。このことは、裏を返せば、彼らが現在の政治に不満を抱いていることを示していますが、彼らがあきらめなくて選挙に関心を持ち、選挙の権利を有する者として自らの一票を投じ、投票率が上がることによって、さらに民意が選挙に反映され政治を動かしていきます。

す。

憲法 12 条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と明記しています。限られた選挙期間だけで、政党や候補者の政策や価値観を把握するには無理がありますが、選挙期間中でなくとも、日頃から政治に関心を持ち、どの政党、どの政治家がいかなる政策を進めているか、国会において何をどのように発言しているか、普段から注目して調べて、自分の頭で考える不断の努力が、求められているのだと思います。そのためにも、子どもたちに、選挙の大切さを伝える主権者教育の必要を覚えます。そして、より民意が反映される「正当な選挙」となるように、選挙制度の改善や私たちの選挙に対する意識改革が望まれます。主権在民を形骸化させず、憲法前文の冒頭のことは通りに、私たち市民は、主権者として、正当に選挙された国会における代表者を通じて共に行動していきたいと願います。

2024 年 9 月 20 日奨励 「十四万四千人」黙示録 7:1-8 柴田智悦師（同盟・横浜上野町教会牧師）

「神と子羊の御怒りの大なる日が来たからだ。だれがそれに耐えられよう」(6:17)という問いで終わった6章に対して、私たちは「誰もその2倍の怒りの日に自らを維持できる者はいません」と答えるしかありません。「しかし、神は違います。神にはどんなことでもできるのです。」(マルコ 10:27)。大風が吹く前に、144,000 人に彼らの救いの印として、額に「神の印」が押されるのです。彼らは地上にあって困難の中で守られる主の民です。さらにヨハネは、全地と全民族から集まる無数の者たちが、神の御座の前と子羊の前に立っているのを見ます(7:9)。彼らは信仰の戦いを戦い抜き、勝利して今や天において白い衣をまとい、手にはなつめ椰子の枝を持っています。神と子羊の二重の怒りは、キリストの血によって贖われた者に対しては向けられないのです。こうして、地上における主の民と天上における主の民、守られつつ戦う地上の教会と勝利し賛美する天上の教会が、両者一つの生きている集団として描かれているのです。

信仰者たちの額には印が押されます(エゼキエル 9 章)。彼らは審判の時にも生き残る者とされるのです。子羊とともにシオンの山に立つ 144,000 人の人たちの「その額には、子羊の名と、子羊の父の名が記されていた」(14:1)とあります。各部族の名が挙げられていますが、単純にイスラエルの

全部族から、一律に 12,000 人ずつ、ということではありません。この数字は聖なる完全数なのでから象徴として捉えるべきです(12×12×103)。そもそも、この部族のリストも独自のリストであって、ダンとエフライムが含まれておらず、レビとヨセフが入っています。従って、この 144,000 人は文字通りのイスラエル民族のことではなく、象徴的にクリスチャンの一集団を代表していると見るべきです(ヤコブ 1:1, 1 ペテロ 1:1)。つまり、144,000 人というのは救われた者の象徴であって、教会のことを指すのです。そして、押された印とはご聖霊による証印のことです(エペソ 1:13, 4:30, 2 コリント 1:22)。ですからクリスチャンのこと、私たちのことです。私たちにも「イエス様の御名と父なる神の御名」がご聖霊による証印として押されているのです。ですから、一人も漏れることなく確実に救われており、もし終わりの時の困難に遭遇したとしても必ず守られ、仮に殉教し天の祭壇の下にいるたましいに加えられたとしても、勝利の白い衣が与えられ、完全な休息が約束されるのです。私たちも、ご聖霊によって証印を押され、確実に救われている真の主の民として、自覚を持ってこの地上を歩ませただき、地上にありながらも天上の礼拝に加えていただきましょう。